

## 第2次滋賀県自転車活用推進計画の策定に向けて

### 1 滋賀県自転車活用推進計画とは

#### (1) 計画の位置付けと目的

平成29年に「自転車活用推進法」が施行されたことを受け、滋賀県において自転車の活用を推進するために策定した計画である。幅広い分野にわたる県の自転車関連施策を一体的に推進することを目的としている。

#### (2) 計画の区域

滋賀県全域

#### (3) 現計画の推進期間

令和元年度～令和4年度



自転車歩行者専用道路

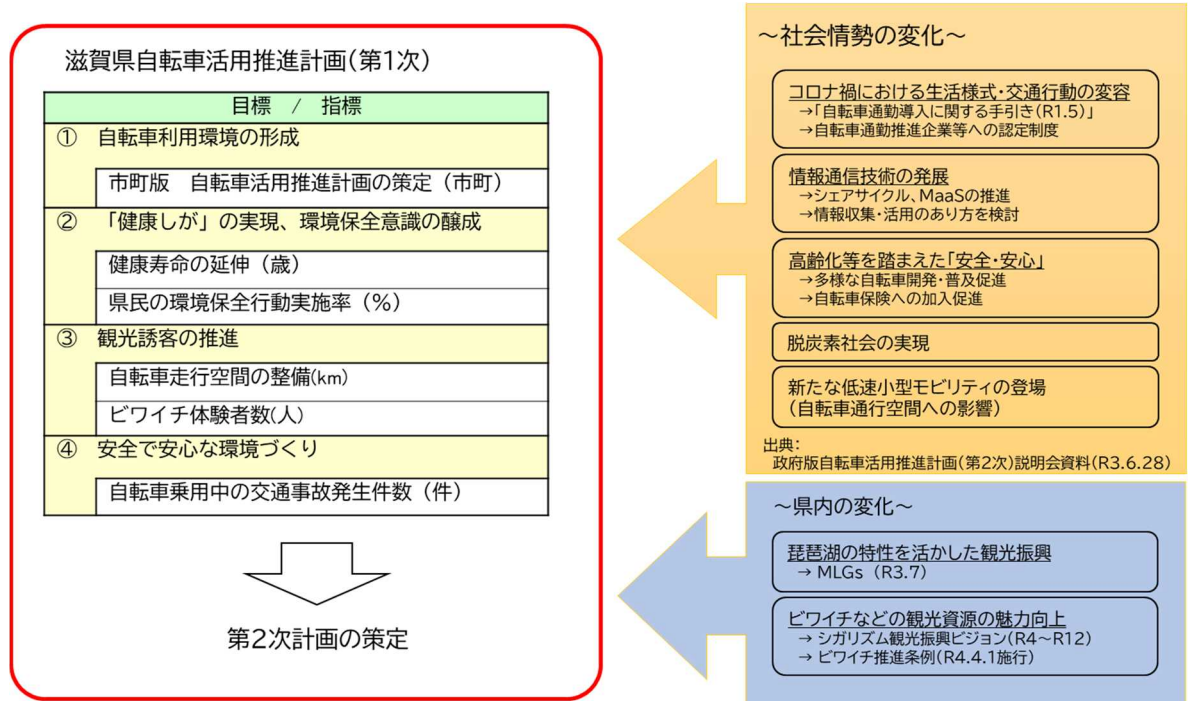


自転車専用通行帯

### 2 次期自転車推進計画の策定

現行計画は令和4年度までの計画であり、策定から3年が経ったことから、これまでの社会情勢の変化を踏まえ、計画の見直しを行う。

#### (1) 次期計画策定のイメージ



(2) 策定時期 令和4年度末

(3) 計画推進期間 令和5年度～令和8年度

※政府版自転車活用推進計画の期間: 令和4年度～令和7年度

#### (4) 策定までのスケジュール

11月下旬 素案、第1次計画の評価を報告

12月 パブリックコメント(市町、庁内など関係機関に意見照会)

2月～3月 パブリックコメント結果、計画案を報告